後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ

問 国保年金課(☎62-1207)

8月1日から使用する被保険者証を、7月中旬に簡易書留(転送不要)で発送します。8月1日以降に、医療機関で受診される際は、届いた被保険者証を使用してください。

7月中旬に、30年4月から31年3 月までの年間保険料などを記載した 「後期高齢者医療保険料額決定通知 書」および「後期高齢者医療保険料 納入通知書」を発送します。納期限 内に必ず納めてください。



新しい被保険者証は若草色です。

≪後期高齢者医療被保険者証の受け取りに関するQ&A

- 簡易書留で郵送された被保険者証を受け取れなかった場合はどうなるの?
- 簡易書留は、受け取る際に「押印」または「署名」が必要なため、配達時に不在の場合は、郵便ポストなどに不在連絡票が投函されます。不在連絡票に記載の受取方法に従い、郵便局へ連絡するなどの対応をお願いします。



- 不在連絡票に気付かずにそのままにしておくとどうなるの?
- 郵便局での留置期間を過ぎると、被保険者証は市役所に返還されますので、国保年金課で直接 受け取ってください。その際、現在お持ちの被保険者証、身分証明書(免許証など)および印 鑑を持参してください。ただし、本人または世帯主以外が受け取りに来る場合は、委任状が必 要です。



● 市役所または富士松支所、市民センターで返却することができます。ご自身で破棄しても構いませんが、悪用されないよう必ずはさみで裁断し、処分してください。



≪後期高齢者医療保険料額決定通知書等について≫

①年金からの天引きにより保険料を納める人【特別徴収】

「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料特別徴収通知書」と記載された **縦長の通知**が届きます。

※10月、12月、2月の月別納入保険料額については、確定した年間保険料から、4月、6月、8月の仮徴収額 を差し引いた金額の3分の1ずつが年金から天引きされます。

②口座振替または納付書により保険料を納める人【普通徴収】

「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」と記載された横長の冊子タイプの通知が届きます。

- ※口座振替の人は、納入通知書に記載されている金融機関から引き落とされます。
- ※納付書が送付された人は、各納期限までに記載されている金融機関などで支払ってください。
- ※□座振替を希望する人は、送付された納付書の最終ページにある「□座振替依頼届兼納付方法変更申出書」に 必要事項を記入し、振替を希望する金融機関へ届け出てください。

後期高齢者医療制度協定保養所利用助成の対象施設追加のお知らせ

協定保養所 すいとぴあ江南 (☎0587-53-5555・予約専用)

対 後期高齢者医療制度被保険者

助成額 1泊1,000円 (全保養所をあわせて4泊まで)

※その他の対象施設および利用方法などは、30年4月1日号の市民だよりP32をご覧ください。

問 県後期高齢者医療広域連合給付課(☎052-955-1205)